

答 申 第 2 1 4 号

平成18年2月13日

千葉県代表監査委員 山下 重毅 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月4日付け監査第89号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年6月22日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月16日付け監査第52号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

諮問第301号

答 申

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月16日付け監査第52号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 介護保険法の通所介護事業の事業者である鋸南町が、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていたことは、介護保険法第41条第1項（同法施行規則第61条第1項を含む）違反である。
- (2) 公務員は、不正行為があった場合、放置することは許されない。それにも係わらず、千葉県の職員は、問題を先送りし、口裏を合わせ、不正受給した介護保険の事業者へ不当利得を故意に供与している。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 不開示の理由について

(1) 開示の対象となる文書について

実施機関は、地方自治法第199条にその職務権限が規定されており、千葉県及び千葉県が財政的援助を与えているもの等（同条第7項）の事務の執行等を監査している。

異議申立人は、介護保険法に定める事業に関して鋸南町が行った違法がわかる文書の開示を求めているものであるが、千葉県においては、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）が介護保険法に関する事務を所掌している。

実施機関は、保険指導課の事務について、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査」という。）を毎年度行っており、また、鋸南町の介護事業に関しては、同法第242条第1項に基づく請求（以下「住民監査請求」という。）をこれまでに10

件受け付けている。

したがって、対象文書を保有しているとするれば、上記定期監査及び住民監査請求に関する文書として保有している場合に限られる。

(2) 対象文書について

本件決定を行うに当たって、実施機関は、異議申立人が開示請求した「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類」を以下のような文書であると判断した。

ある文書に記された情報によって一定の行為の違法についてわかるか否かは、当該文書を読む者の知識、理解度等によって左右されるものであり、開示請求を受けた実施機関が、当該文書を読んだ請求者が一定の行為の違法についてわかるかどうかを判断することは極めて困難である。

したがって、「一定の行為の違法についてわかる書類」とは、開示を請求した者の知識、理解度等の個別的事情に係わず、およそ通常人が読んで客観的に一定の行為についてその違法な点が認識できる文書と解するほかない。

たとえば、確定した判決書のように、認定された事実としての一定の行為について、それが違法であることを法的に確定する文書と解される。

よって、対象文書は、通常人が読めば、鋸南町が通所介護事業者として居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出していることが客観的に明らかになり、そのうえ当該事実の違法な点を認識できる文書であると判断したものである。

(3) 保有について

ア 保険指導課に対する定期監査に関する文書について

定期監査に際して監査対象である各かい（予算の令達を受けてこれを執行する行政機関、公の施設等）から実施機関に提出される監査資料は、かいの収入や支出について所定の様式に従い作成した文書のみであり、対象文書は取得していなかった。

保険指導課の監査に関して、実施機関の作成した文書の中にも、対象文書はなかった。

イ 鋸南町の介護事業に関する住民監査請求の文書について

上記10件の住民監査請求において、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中に対象文書はなかった。

当該住民監査請求に関して保険指導課から提出された意見書及び実施機関が作成した文書中にも、対象文書はなかった。

(4) 以上のことから、千葉県情報公開条例第12条第2項の規定により、

本件決定を行ったものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立人が行った鋸南町の介護事業に関する住民監査請求において、実施機関に鋸南町が違法行為を行っていることがわかる書類を提出した趣旨の主張をしている。

しかしながら、それが事実であるとするれば、異議申立人は、いかなる書類を提出したのか具体的な説明やその写しを添付するなどし、異議申立人の上記主張に沿った書類の存在について、必要な主張、立証をするべきであるが、異議申立人は一切行っていない。

実施機関は、上記のとおり、1（2）で述べたような対象文書を取得・作成していないのであるから、異議申立人の主張自体失当と言わざるを得ない。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、その余の主張はいずれも本件決定の違法、不当についての主張ではないから、本件決定を取り消すべき理由はない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していなかったため、本件決定を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関は、対象文書を保有しているとするれば、保険指導課に対する定期監査に関する文書及び実施機関が受け付けた鋸南町の介護事業に関する住民監査請求の文書として保有している場合に限られると説明している。そして、対象文書は、通常人が読めば、鋸南町が通所介護事業者として居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出していることが客観的に明らかになり、そのうえ当該事実の違法な点を認識できる文書であると判断し、上記定期監査と住民監査請求に関する文書を調査したが、対象文書は存在しなかったと説明している。

- (2) 確かに、通所介護事業に係る介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課が所掌しており、実施機関はその保険指導課を含め監査を実施しているにすぎないのであるから、実施機関が保有する行政文書の中で、本件請求に係る行政文書が存在する可能性があるものは、保険指導課に対する定期監査に関する文書及び鋸南町の介護事業に関する住民監査請求の文書に限られるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。
- (3) また、異議申立人は、「違法についてわかる書類」という表現をもって本件請求を行っているが、当該表現により特定される行政文書は、実施機関が保有する行政文書であって、客観的に違法であることが事実として記録されているものを指すものと解され、司法の判断を仰いだり、専門的な知識を有する者に調査させたりすれば、違法が判明する可能性があるというような行政文書を含むものとは考えられない。
- (4) そうすると、実施機関が保有する保険指導課に対する定期監査に関する文書及び鋸南町の介護事業に関する住民監査請求の文書の中には、通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出しているという事実が介護保険法の違法であると客観的に認識できる部分はなかったとする実施機関の説明には不合理な点は見当たらず、これらの文書中には、「違法についてわかる書類」に当たるものはないと判断される。
- (5) したがって、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 4	諮問書の受理
17. 9. 6	実施機関の理由説明書の受理
17. 11. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年11月24日現在)